

入札監理小委員会
第392回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第392回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成27年11月17日（火） 17:31～19:04

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1 開 会

2 議 事

1. 実施要項（案）の審議

○研究開発推進事業等の実施に係る調査分析業務

（研究プロジェクトの実施に係る調査分析業務（一般会計））（文部科学省）

○研究開発推進事業等の実施に係る調査分析業務

（研究プロジェクトの実施に係る調査分析業務（エネルギー対策特別会計））（文部科学省）

○研究開発推進事業等の実施に係る調査分析業務

（研究振興事業に関する課題の調査分析業務）（文部科学省）

○研究開発推進事業等の実施に係る調査分析業務

（科学イノベーション創出基盤に関する課題の調査分析業務）（文部科学省）

2. その他

<出席者>

（委 員）

古笛主査、稲生副主査、清水専門委員、石田専門委員、石川専門委員

（文部科学省）

研究開発局原子力課 村山廃炉技術開発企画官

研究開発局原子力課 馬場課長補佐、岩井課長補佐

研究開発局原子力課核燃料サイクル室 田邊専門官

研究開発局原子力課放射性廃棄物企画室 相浦係員

（文部科学省）

研究振興局 榎本参事官（情報担当）

研究振興局参事官（情報担当）付 多田参事官補佐、山口専門職

研究振興局参事官（情報担当）付管理係 三満係長

研究振興局参事官（情報担当）付企画係 栗栖係長

研究振興局参事官（情報担当）付企画推進係 渡邊係長

（文部科学省）

科学技術・学術政策局人材政策課人材政策推進室 唐沢室長、高橋係長、坂本専門職

科学技術・学術政策局人材政策課 木下課長補佐

（事務局）

新田参事官、澤井参事官

○古笛主査 それでは、ただいまから第392回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、

- ①「研究開発推進事業等の実施に係る調査分析業務（研究プロジェクトの実施に係る調査・分析業務（一般会計））」
- ②「研究開発推進事業等の実施に係る調査分析業務（研究プロジェクトの実施に係る調査・分析業務（エネルギー対策特別会計））」
- ③「研究開発推進事業等の実施に係る調査分析業務（研究振興事業に関する課題の調査分析業務）」
- ④「研究開発推進事業等の実施に係る調査分析業務（科学技術イノベーション創出基盤に関する課題の調査分析業務）」

の実施要項（案）について審議を行います。

最初に、「研究開発推進事業等の実施に係る調査分析業務（研究プロジェクトの実施に係る調査・分析業務（一般会計））」及び「研究開発推進事業等の実施に係る調査分析業務（研究プロジェクトの実施に係る調査・分析業務（エネルギー対策特別会計））」の実施要項（案）について審議を行います。

最初に、実施要項（案）について、文部科学省研究開発局原子力課村山廃炉技術開発企画官より御説明をお願いいたします。

なお、御説明は20分程度でお願いします。

○村山企画官 文部科学省研究開発局原子力課の廃炉技術開発企画官をやっております村山と申します。よろしくお願いたします。

研究開発局で実施しております、この研究プロジェクトの実施に係る調査・分析業務については、昨年度に27年度分の事業についてこの場で御審議をいただいております。単年度ごとの実施ということで、今回は平成28年度の事業分の御審議をいただくということで、前回同様、私も、公共サービス改革基本方針を踏まえまして、より多くの民間事業者の参加と創意工夫による良質な公共サービスの提供が得られますよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えておりますので、短い時間ではありますが、御審議いただきまして、御意見、アドバイスなどをいただければと思います。よろしくお願いたします。

それでは、詳細な説明を担当の課長補佐からさせていただきます。

○岩井課長補佐 研究開発局原子力課のこちらの事務手続を担当しております岩井と申します。どうぞよろしくお願いたします。

早速ですが、私から実施要項の中身について御説明をさせていただきたいと思ます。まず、全体像を御説明させていただきまして、昨年度からの入札実施要項の変更点を御説明させていただき、最後にパブリックコメントについて御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、実施要項の一番後ろの258ページにポンチ絵がございますので、こちらで簡単に概要を説明させていただきたいと思ます。

「研究開発事業等の実施に係る調査分析業務（研究プロジェクトの実施に係る調査・分析業務（一般会計）」）でございまして、概要としては、一般会計において、文部科学省で実施する公募事業として、「英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業」を実施しておりまして、こちらの公募事業を実施するに当たりまして、必要となるような公募の実施、それから、プロジェクト研究課題の審査・進捗管理、評価等の業務を通じまして、研究プロジェクトのあり方や問題点を抽出し、分析・考察を行い、公募事業をより効果的、効率的、経済的に推進するといったことを目的としておりまして。

具体的には、右側に図がありますが、文部科学省の下に受託者がございまして、こちらが入札実施要項で言いますところの民間事業者という形になります。文科省と受託者との間で本業務に係る委託業務を締結しまして、その中で、受託者としては、その下にありますPD・POの設置、それから、研究プロジェクト課題の進捗管理として、公募の実施、審査・選定、進捗管理、課題の評価といったことを実施しまして、それらを通じて公募事業の今後のあり方等について調査・分析を行うといった形になっておりまして。実際に民間事業者が取り扱う研究課題としては、一番下に採択課題実施機関がございまして、こちらと文部科学省との間で委託契約を結んでいるのですけれども、その中で進めておる課題について調査・管理等を実施しつつ、調査分析を行うといった形の事業構成になっております。この業務の全体像としては、そういった形になっておりまして。

公募事業とはどんなものなのかというのが次のページ、259ページに書かれてございます。「英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業」でございまして、「目的・概要」にありますように、早急な対応が求められる福島第一原発の廃炉等の課題に正面から向き合い、課題解決・イノベーションを起こしていくためには、これまでの原子力分野における知見や経験のみならず、国内外の英知を結集した研究開発が極めて重要である。

ということで、「東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等の研究開発の加速プラン」を平成26年6月に文部科学省として定めまして、そちらを踏まえて産学が連携した人材育成の取組や、国際共同研究を含めさまざまな分野間の研究者が融合・連携した原子力の課題解決に資する研究開発を推進しようといったものがこちらの公募事業になってございます。

公募事業は大きく2つのプログラムに分かれておりまして、右側が「原子力基礎基盤戦略研究プログラム」になっておりまして、こちらが「廃炉加速化研究プログラム」と「戦略的原子力共同研究プログラム」の2つに分かれております。いずれも3年間という実施期間の中で研究を行っていくといった形になっております。

それから、左側が「廃止措置研究・人材育成等強化プログラム」になっておりまして、こちらは廃炉国際共同研究センターがありまして、そちらと連携しながら産学連携講座の設置など、大学などと協力した中長期的に人材育成を推進していこうといったものになっておりまして、こちらは若干長めの実施期間5年間といった形の事業となっております。

左側の「廃止措置研究・人材育成等強化プログラム」については、昨年度の予算の調整

の中で、エネルギー対策特別会計から一般会計に組み替えられたものでありまして、もともと昨年度の小委員会の中で御審議いただいた際には、エネルギー特別会計の実施要項にございました内容をそのままこのプログラムに関する仕事を一般会計の実施要項に移し替えたといった経緯がございます。

それでは最初に戻っていただきまして、民間競争入札実施要項を御説明させていただきたいと思っております。全部御説明していると時間の関係もありますので、黄色塗りした変更点を中心に御説明をさせていただきたいと思っております。

2 ページ目、「目次」に黄色塗りがありますが、こちらについては後ほど御説明させていただきます。

5 ページ目でございます。「公募の実施等」の一番下になお書きで追加させていただいております。

なお、民間事業者は、【原子力基礎基盤戦略研究プログラム】のうち、英国・仏国・米国（以下、「相手国」という。）と共同研究の実施を予定している国際共同研究に係るプログラムについては、「公募要領（文部科学省案）の作成等にあたり、公募テーマ等に係る相手国との調整の過程において、必要に応じて資料の翻訳や通訳等の必要な補助を行うこと。

また、民間事業者は、国際共同研究に係るプログラムに係る「公募方針及び公募要領（協議・調整終了案）」の作成にあたり、相手国の会計年度や慣習を踏まえて、公募・審査等のスケジュール調整を行うこと。

さらに、民間事業者は、本業務の実施にあたり、相手国側窓口から公募・審査等の実施方法等に係る覚書等の取り交わしを求められた場合は、同文書の取り交わしの可否も含め、文部科学省と協議しつつ対応すること。

ということで、ここの文章を追加させていただいておりまして、こちらは、日本ですと、夏にお盆休みが入る事業所等もあるのですが、海外においては、1カ月ほどバケーションなりホリデーなりといった形で休んでしまうということもありまして、その間、調整・連絡等が進まないといった状況もありますので、その辺のスケジュールをうまく配慮しながら公募スケジュール、審査スケジュール等を調整していかなければ、後にちょっと困ってしまうことになるので、この辺をちょっと注意点として書かせていただいております。

それから、もう一つ、さらにというところで、覚書ということを書かせていただいておりますが、こちらについても、相手国から万一そういったことを求められた場合については、文科省側と相談しつつ対応しましょうということに記載させていただいております。

8 ページも、同様に、「国際共同研究に係るプログラムにおける合同審査委員会の実施等」に、スケジュール調整等々についての留意点を記載させていただいております。

それから、9 ページですが、b. の「採択課題の契約締結必要書類の提出依頼等」で、「業務実施所要額算定調書（別紙様式3）」を今回追加させていただきました。こちらにつきましましては、採択課題を実施する期間としては、文部科学省の「委託業務事務処理要領」

がございまして、そちらが今回別添2で表紙のみつけさせていただいておりますが、そちらに沿って契約に必要な積算、委託業務に必要な所要額の積算をしていただくのでも、費目別に積算をしていただくことにはなっておるのでも、それを集計する様式が、従来、委託要領の中にはなかったものですから、集計した形で全体の金額として幾らになるのかというのものがわかるものを作成していただくということで、こちらの入札実施要項の中に明記させていただいております。

それから、ところどころございますが、取り扱う課題についても、27年度に比べて変動がございまして。9ページの下にありますとおり、「原子力基礎基盤戦略研究プログラム」では、28年度に実施する継続採択課題が28課題で記載がございまして、これが前年度については13課題でした。それから、新規採択課題としては12課題とありますが、27年度については14課題でございまして。その下、「廃止措置研究・人材育成強化プログラム」については、28年度の継続実施課題が7課題とございまして、こちらが27年度は3課題、新規課題の採択数としては5課題とありますが、27年度の実施要項では1～2課題としております。そういった業務量の増減等がございまして。

それから、12ページに「評価」で、27年度で終了した課題の事後評価をする対象課題の数が記載がございまして、こちら5課題でございまして、27年度については13課題でございまして、トータル的に見ますと、増えるところ、減るところありまして、全体的には微増といった形の業務量になってございまして。

こちら13ページは丸々昨年度はなかったものになってございまして、具体的には、中間評価になっております。中間評価については、3年を超える研究課題について、3年目に実施するといった形になってございまして、従来、27年度は対象となる課題がなかったものですが、28年度に3課題ほど対象課題が発生しますので、こちらを追記させていただいております。

15ページについて、ワークショップの回数は、前年度5回予定してございましたが、こちらについては、2年度目、3年度目ということもございまして、やり方を若干工夫しつつ、回数は多少減らしても大丈夫かなというところもございまして、より合理的なやり方をしようということで、回数は減らしておるところでございまして。

16ページに、「技術動向調査」を追加しております。こちらは、廃止措置研究についてはいろいろと海外の事例や海外の技術動向というところを調査しまして、将来、廃止措置を担える人材の育成等に役立てられるように動向調査をしたいという形で考えてございまして、計画を提出いただき、それに従ってやっていただくといったような形で追記させていただいております。

それから、同じく16ページの⑩のb. ですが、公募のホームページということで、なお書きで若干追記させていただいております。こちらについては、書いてあるとおりですが、民間事業者が変わるたびに、新たに一からホームページをつくりましてということになりますと、経費がかさんでまいりますので、可能な範囲でつくったコンテンツについては次の

事業者を引き継げるようにといったことを考慮してほしいということを書かせていただいております。

それから、d. については、民間事業者は業務の期限・期間について、民間事業者の責めに帰したい理由により遅滞が生じた場合を除き、別添3の期限を遵守することということで書かせていただいております。こちらはパブリックコメントでコメントがありました件を反映させたものでございます。

17ページのハ)の「その他」として、「業務を実施する上で必要とされる従業員の資質」を書かせていただいております。この中で、総合調整担当者については、これまで申し述べたような若干の業務の追加がございまして、2名以上から3名以上といった形で修正をさせていただいております。

あとは事務的なところになりますが、20ページに飛びまして、入札参加資格ですけれども、「予決令第70条の規定に該当しない者であること」という形になっておりますが、昨年度は「70条及び71条の規定に該当しない者であること」としてございまして、こちらは、その下の(7)「文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと」といったところと71条がかぶってしまうというございまして、こうした形に修正をさせていただいております。

(3)については、事務的なものですが、今の統一入札資格がこうした期限になっておりますので、こういう書き方をさせていただいております。

23ページは、10点満点というところについて、27年度は5点満点×2の点数が10点満点ですよという※になっておったのですが、それをより具体的に書いたというのが23ページになります。

26ページで、「談合等の不正行為に係る違約金等」で、こちらは法律の改正に伴いまして条文番号が変わったというのございまして、そういったことを反映させていただいております。

あとは別添関係になりますが、224ページに飛んでいただきまして、業務の期限が別添3にございまして。中間フォローについては、新規採択課題について、10月ぐらいから始めることが多いものですから、12月末までという期限ですと、中間フォローという形での実施はなかなか難しいということもございまして、1月末までといった形に改めさせていただいております。

それから、「額の確認調査日程表」が6月10日までとしておりますが、昨年は4月20日までとしておりましたところ、文部科学省の委託契約の事務処理要領の改編によりまして、研究課題実施期間から、実績報告書が提出されるのが4月10日であったところが、5月31日になってしまいましたことございまして、それに応じて後ろに倒しておるといったところでございます。それから、「額の確認調査」の実施ですが、こちら10月27日までとしております。昨年は7月15日までとしておったのですが、先ほど申し上げた実績報告書の提出期限の延伸に伴うことで8月末まで延伸したところでございますが、パブリッ

クコメントの結果、8月末までであっても、お盆期間が重なったり、ほかの新規採択業務等が重なったりして、なかなか難しいのではないかとといったコメントがありましたので、10月27日といった形で改めさせていただいております。

あとは、様式の追加と同じところが別の様式に反映されているといったところになっております。

それから、パブリックコメントの件ですが、先ほどお話の中で御説明をさせていただきましたのが2つほどあったかと思えます。業務の期限に関するもの、それから、具体的な提出期限にかかわるものと2つありまして、そのほかにもう一つございました。それが業務の実施期間についてでございまして。現行1年としておりますところを3年以上にできないかという意見でございました。こちらの研究公募事業については、新規公募の採択件数、実施中の課題を継続するといったところについて、毎年度の予算状況とか、研究の進捗状況を鑑みつつ、PD・POの管理体制のもと、最終的には文部科学省が判断しまして、研究公募事業の予算を毎年度概算要求しまして、最終的には財務省の査定を経て予算額が決まっていくといった形になっております。研究課題の進捗管理業務が本業務の中で実施し、調査・分析を行うものですが、こういった予算について、毎年度の予算状況に応じてその必要な業務量が決まってくるので、複数年ではなくて単年度予算という形で要求をしておりますので、今後の参考にさせていただきたいという回答とさせていただいております。

パブコメについては以上でございまして。こちらからの御説明としては以上でございませぬ。

特別会計につきましては、入札実施要項の構成としては、これと全く同じ構成になっておりまして、研究プロジェクトが若干違ったりとか、あるいは課題数が若干違ったりといった違いはあるのですが、同じような形のつくりになっておりますので、こちらの一般会計の説明をもってかえさせていただければと思っております。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。一般会計・特別会計、同時にお願いいたします。

○稲生副主査 一般会計の資料でお聞きしたいことがありまして、A-2の資料ですが、実施要項の5～6ページの黄色い部分ですが、確かにこういう研究は重要だということ、共同研究を英国等と予定なさっているということ、これ自体はもちろん私どもが言うことではありませんで、ちょっと気にしておるのが、27年度2者応札されている事実がありまして、他方、我々の立場からすれば、よりたくさんの方、具体的には、例えば民間の研究所とか大学とかこういったところからの応募も含めて拡大できるといいなと考えて、そういう目で見ますと、例えば5ページの下から3行目の「必要に応じて資料の翻訳や通訳等の必要な補助を行う」とか、あるいは、6ページの「さらに」以下のパラグラフですが、**「協議しつつ対応」**の前に、**「同文書の取り交わしの可否も含め」**とか

あるのですが、前者について、「必要であれば」とか、これは逆に言うと、民間さんからするとどういうふうにもコストとして盛り込んでいけばいいかとかというのが曖昧な形では、一般的にはこれは非常にしんどいと思われるのですね。

言い方を変えれば、ちょっと参入をためらってしまうのではないかということで、今までかかわってきたこういう財団法人とかであれば、恐らくあうんの呼吸で対応可能かと思う反面、民間さんの場合にはちょっとしんどいのではないかなというふうな懸念が1点あることと。

特に、6ページの「覚書の取り交わし」とか、ここら辺の勘どころは民間は恐らくしんどいのではないか。むしろ、これは文科省で実際にこういう交渉が必要だとかというのを調整いただいた上で、御指示・御指導いただくというような形に改められないかなと思うのですけれども、この点はいかがでしょうか。まず1点目です。

○岩井課長補佐 まず、5ページの話ですが、「必要に応じて」という書き方をしてしまいましたが、相手国側と公募要項の調整あるいは公募テーマの調整をする際には、基本的に英語でやらなければいけないものですから、「必要に応じて」と言いつつ、必要になりますので、「必要に応じて」という言葉を削除させていただければと思っております。

○稲生副主査 逆に、英・仏とかという国の場合には、普通覚書を取り交わすのではないかなと素人は思うのですが、それであればどういう手続をする必要があるのかとか、逆に、きちんと書いていただいたほうがいいのかと思うのですが、これもそうでもない場合もあるということですか。非常に曖昧な書き方で、実際、これをどういうふうに民間が読むのかなというのがちょっと気になりました。

○岩井課長補佐 実情を申し上げますと、現行、覚書等の取り交わしを求めてきているのはフランスのみです。27年度に既に結んでおるものがありますので、それをひな型にしつつやることは可能だと思っております。

○稲生副主査 わかりました。

ですから、何となく民間がこういうのを全部調整をして、必要があれば何かいろいろな対応の全責任をとるのはちょっと大変ではないかなと思ひまして。要は、民間に投げるべき業務が基本的なロジスティックにかかわるものにできれば限定していただいたほうが、逆に言うと、多くの方に参加いただけるのではないかなという、そういうことでありますので、もし、そこら辺、具体化できる文書にできるのであれば、御調整いただきたいという程度ではございますけれども、なるべく交渉はそちら様でしていただいて、その上で、固まった内容について、これを民間さんをお願いしたいというような内容にしたほうがよろしいのではないかなと。御検討いただければということだと思ひます。

○岩井課長補佐 わかりました。

○馬場課長補佐 実情を申し上げますと、今話があったとおりで、今、現状どういう共同研究をやっているかということ、イギリス、アメリカ、フランスと共同研究をまさに今立ち上げたりしているような状況になっています。今、記載について曖昧な部分があるというこ

とで、我々も決してそういった趣旨ではなかったのですけれども、誤解がないような記載を我々のほうでもちょっと検討をしたいと思います。

○稲生副主査 2点目ですが、次は、実施要項の16ページですけれども、これも今回追加いただいたところで、⑩のa.の「技術動向調査」ですが、こういった調査を受託者をお願いしたいというのは、これは趣旨としてはわかるのですね。特に、これは事例調査ということになりますので、要は、余り高度な研究を民間にお願いするのは、これもやはりちょっとしんどいなと思っていたのですが、1点だけ気になることがありますね。「また」以下ですけれども、「将来廃止措置を担う人材の育成を図る」が、これがするっと入り込んでいるのですけれども、これは本来この業務に含めるべきなのか。つまり、単純に技術動向の調査を実施すればいいのではないかなとあるのですが、これは人材の育成までやらないといけないのでしょうか。

○岩井課長補佐 そういう意味では意図しているところとしては、人材育成といったところも資するように、ベテランさんの調査をされる方にかなり若手の方あるいはそういった方に行っていただきまして、実地に廃炉技術なんかを見ていただくことで、廃炉というものに関心といいますか問題意識を持っていただくといったことを意図した記載になっております。

○稲生副主査 わかりました。

そうであれば、逆に言うと、これを書いてしまうと、ある種約束になってしまいますので、それはむしろ口頭で、「送っていただくのは例えばこういう人が考えられます」みたいなことで置いておいたほうがよろしいのではないかなと。つまり、ある種の動向調査をさせることが人材育成、御省からすればそうだと思うのですけれども、受けるほうからするとこれは真っ正面に受けますので、そういう意味では人材育成までも考えた提案をしないといけないのかとか、ちょっと重荷になるのではないかなと若干気になるのですね。ですから、もし可能であれば、「また」以下の文章は削除いただいたほうがよろしいのではないかと思います。これは検討いただければと思います。要するに、端的に「技術動向の調査を現地に行って行う」ということを受託者をお願いしたいということによろしいのではないかなと考えられます。

それから、もう一点ございまして。31ページ目の従来の実施に要した経費の年度別の展開がございまして、これは注記事項の1番にもございますように、決算額を書いて読みますので、要は、金額がでこぼこしてしまうのは仕方がないと思うのですけれども、それから、33ページ以降に具体的に細かい採択件数があるので、丹念に見ていけば、このばらつきが恐らく採択件数の違いとかででこぼこしてくるのはわかるのですが、例えば、32ページの2番に人員があって、確かに、担当職員の数が増減しているのはわかるのですけれども、例えば3番とかを設けて、採択件数の総括表みたいな、何かそういうのでまとめることがもしできれば、つまり、予算がでこぼこしていて、人員数がこういうふうな変化があって、採択件数がまとめ表みたいな感じで、その人数が大体経費にどうリンクしてくる

のかというのが、全体展望できるような表がもし可能であればですけれども、これはありますか。

○岩井課長補佐 37ページに課題件数が24年度からのがございます。

○稲生副主査 大体これに対応していますか。

○岩井課長補佐 そうですね。

○稲生副主査 失礼しました。これはこれでいいわけですね。わかりました。見ていけばわかるわけですね。3件目は取り下げますので、これは結構です。

以上でございます。

○古笛主査 そのほかございませんか。

○石田専門委員 ちょっと追加みたいな形ですが、こちらは、基本はロジですね。ということで、先ほどの16ページの「技術動向調査」を見ると、ぱっと見ると、わかっている業者はわかるのかもしれないのですけれども、私なんかを読むと、これはロジに見えなくて、ただ、お話を伺っていると、これもロジなのですね。技術動向調査のアレンジなのですね。それとも、調査自体をここの業者がするのですか。そうではなくて、アレンジなのですね。ロジですか。そこをちょっと教えていただきたい。技術動向調査を業者がするの、技術動向調査のロジをして、実際に若手の研究者を連れて行くとかそういうことですか。どちらですか。

○村山企画官 私どもの意図しているのは、おっしゃるようにロジです。ですので、この記載ぶりも、おっしゃるように、当該分野の専門家をアレンジして調査をかけると、そういう記載がいいのではないかと、今考えております。

○石田専門委員 ここをぱっと見たときに、ロジではないように見えてしまうので、ロジだよということであると、先ほどの若手の研究者を連れて行けば、それが人材の育成につながるみたいなことなのですね。とにかくロジということがわからないと、すごい高度な専門知識を必要とするように見えてしまうので、そうすると、参入を妨げるかなということですね。

次のページの総合調整担当者ですが、これは3名で黄色になっているのですけれども、前年度は2名だったというお話ですね。これはどうしても3名必要なのですか。新たに入って来る人が、1人増やすのはすごく大変な気がするのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○岩井課長補佐 全体の業務量が増えております上に、中間評価という業務が増えたり、さらに、先ほどお話ありました動向調査が増えたりしておりますので、2名で回し切るのはちょっとつらいだろうなというところもありまして、3名以上という形にさせていただいております。

○石田専門委員 わかりました。

22ページの「評価基準」ですが、3.の「業務従事予定者の経験・能力」が、基礎点で10点で、加点で10点なので、100点満点中20点(20%)ですが、これは昨年度と一緒ですか。

何かちょっときついなという気がします。

○岩井課長補佐 こちらの「評価基準」に関しては、昨年度と全く変えてございません。

○石田専門委員 昨年2者応札ということで、競争性が出てきたということですが、これは一番最後のポンチ絵を見せていただくと、プログラム自体は3年間とか5年間なので、そうすると、PD・POを引き継いでいかなといけないわけですね。それについて新規の方が入って来るときの引き継ぎの保証みたいなのはどこかにきちんと書かれていらっしゃるのですか。

○岩井課長補佐 それは18ページですが、②として「民間事業者業務の引継ぎ」がございまして。まずは、現行の事業者からの引き継ぎを受けてくださいということが、a.として書かれていまして。b.として、本業務が終了した際に民間事業者の変更がした場合には、次の業者に引き継いでくださいといったことを記載しております。

○石田専門委員 前は、業者が変わったのですか。

○田邊専門官 特別会計では、26年度から27年度にかけて事業者が変わりました。その際については、今回の要項に記載されているように、民間事業者同士の引き継ぎは行われまして、実際、前事業者が実施してきた内容について、新しい事業者へ伝達をしていくことでカバーができているという状況と認識しております。

○石田専門委員 そうすると、PD・POを引き継ぐ方から不満とかそういったことはなかったということでしょうか。

○田邊専門官 特段ございません。

○石田専門委員 わかりました。ありがとうございました。

○稲生副主査 もう一度確認だけですけれども、先ほどの258ページのポンチ絵で、受託業務の内容が右の緑色の四角に入っております。先ほどの調査との関係ですが、3つ目の◆の「公募事業の今後のあり方等に関する調査・分析」で、これもロジの一環だということで、どういうふうに公募を進めていけばいいかということの枠組み設計というか、これに資する調査をしてくださいと、こういう理解でよろしいわけですね。

それに関連して、先ほど、私質問させていただいた16ページの「技術動向調査」みたいなことで、要は、技術がどんな感じになっていて、それで、適切な公募の研究等をさせるのにどういったことが必要かということを受託事業者へ調べてほしいと、こういう理解でよろしいのですか。つまり、258ページの公募事業のあり方の調査と16ページの技術動向調査が対応しているということで考えておけばよろしいのですか。

○村山企画官 16ページの海外調査を含むものです。例えば、海外の廃止措置のトレンドと申しますか、こういう技術が例えばヨーロッパでは盛んに使われているというのが新たにわかれば、我が国の公募事業でもそういったものを新たに加えるとか、そういう改善をすることができます。

○稲生副主査 わかりました。

「公募事業の今後のあり方に関する調査・分析」の「調査」と言われているものについて

ては、今回は、これ以外には特にはないのですね。

○岩井課長補佐 15ページに個別調査ということで、先ほど企画官から申し上げたところにも類する部分になるかもしれませんが、研究テーマとしてどういったところが応募主体と考えているのかといったところを研究機関に調査をしたりとか、あるいは、ほかの競争的資金制度との比較調査といったものでありましたり、あとは、過去にこちらの公募事業を実施した機関の方に現状について調査を予定しております。

○稲生副主査 わかりました。要は、調査をするとすると、先ほど石田委員からもありましたけれども、受託者のほうは身構えてくると思いますので、あくまでもロジにかかわる部分だということを説明会等でもぜひ強調いただいて、そんなに難しい専門的なことを要求するわけではないというふうに説明いただきたいなと思います。

ちなみに、ちょっと聞き忘れたのですが、説明会には何者ぐらい来られたのですか。

○岩井課長補佐 3者お越しいただきましたが、こちらにありますように、応札していただけなのは2者となっております。

○稲生副主査 残りの1つは大学ですか。

○岩井課長補佐 民間のシンクタンクになります。

○稲生副主査 ぜひ、幅広く御参加いただけますように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○古笛主査 よろしいでしょうか。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき点はございますか。

○事務局 先ほど御指摘ございました一般会計の実施要項（案）5ページ、6ページの部分、それから、16ページについて修正案を作成いただき、先生方に後ほど御確認をお願いしたいと思います。

○古笛主査 よろしくお願ひします。

それも踏まえて、本実施要項（案）については、本日をもって、小委員会の審議はおおむね終了したものととして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成などについては、私に御一任いただきたいと存じますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

（各委員了承）

○古笛主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、先ほどの修正案も御報告させていただきます。適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

（文部科学省①退室・文部科学省②入室）

○古笛主査 続きまして、「研究開発推進事業等の実施に係る調査分析業務（研究振興事業に関する課題の調査分析業務）」の実施要項（案）について審議を行います。

実施要項（案）について、文部科学省研究振興局榎本参事官より御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○榎本参事官 よろしくお願いいたします。文部科学省研究振興局情報担当参事官の榎本と申します。

お手元の資料に基づきまして、説明をいたします。本日お諮りいたしますのは研究振興事業に関する課題の調査分析業務に関する案件でございます。この案件に関しては、前回同様に、私が担当しております研究振興局情報担当参事官付に係りますICT基盤技術公募事業、そして、スーパーコンピュータ開発公募事業のみ市場化テストを行っているところでございます。27年度から今回の28年度に向けての事業の組替えはございません。説明は担当の補佐から行いますので、よろしくお願いいたします。

○多田参事官補佐 情報担当参事官補佐の多田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、研究振興事業に関する課題の調査分析業務について説明させていただきます。

初めに、当該委託業務について、27年度から事業の見直しが行われまして、26年度まで3分野、研究振興局ですが、ライフサイエンス分野、ナノテクノロジー・材料分野、そして、私どもの情報分野、この3分野で課題数400件程度の事業でございましたが、27年度より情報分野のみで市場化テストを実施することとなりました。事業規模は縮小しまして、課題数は10分の1の30件程度ということになっております。28年度も規模的には同程度で、引き続き、情報分野のみで実施することとなっております。

続きまして、資料のつくりについて御説明させていただきます。実施要項、別添及び別紙様式等について、先ほどの原子力課の事業、「研究プロジェクトの実施に係る調査・分析業務」の資料と同様のつくりとなっております。よって、実施要項の1ページ目を御覧いただきたいと思っております。

「目次」でございます。2.（2）「対象公共サービスの実施に当たり確保されるべきサービスの質」15ページからですけれども、そこから一番下の11.「その他委託業務の実施に際し必要な事項」の27ページまでの部分については、関係法令の改正等に伴う修正を行っております。また、別添2の「委託契約事務処理要領」の改訂版への差替え及び別紙様式1の「業務実施所要額算定調書」の追加、こちらも同様に修正の作業を行っているところでございますので、内容については割愛させていただきます。

また、その他の別添及び別紙様式については、別添1の「従来の実施状況に関する情報の開示」や、別添4の「業務の期限・期間等一覧表」など、年度更新の作業を行っておりますけれども、前年と同様の中身となっております。

続きまして、情報分野の事業について御説明させていただきます。3ページ目を御覧ください。

まず情報分野の事業は、前回同様となっております、【参考1】の「ICT基盤技術公募事業」と、4ページ目でございます【参考2】の「スーパーコンピュータ開発公募事業」の2つとなっております。なお、27年度から28年度において、事業の組替えはありません。

続きまして、28年度の事業の状況について御説明させていただきます。実施要項の30ページを御覧ください。（参考）の「27年度時点における研究課題一覧」で、28年度課題の状況を御説明させていただきます。

1. の「ICT基盤公募事業」は、委託契約でございます、継続課題が4課題、27年度終了する課題が2課題、28年度に終了する課題が3課題ということで、こちらに示しております。これらについて、進捗管理に加え、PD・POの設置、中間・事後評価の実施及び成果報告会の実施等をお願いする予定となっております。

2. の「スーパーコンピュータ開発公募事業」は、委託契約と補助事業がございます。この表の左側に委託と補助の別が書いてありますけれども、委託契約については、継続課題が14課題、28年度の新規課題が4課題となっております。補助事業については、27年度終了の課題が5課題、28年度に新規となる課題が1課題となっております、これらについて、進捗管理と公募の実施等をお願いすることを考えております。なお、補助事業の部分ですが、27年度に終了している5課題がございますが、これに係る事後評価と成果報告会は、前回の実施要項により27年度に実施することとなっております。

続きまして、委託業務の詳細について御説明させていただきます。3ページに戻っていただきまして、前回の実施要項と異なる点について御説明させていただきます。

3ページのイ)の「本業務の目的」になります。①から⑦がICT基盤技術に係る業務となっております、①から③については昨年と同様となっております。④の評価の部分が追加となっております。また、⑤の成果報告会の実施が追加となっております。前回ありました公募の実施が削除されております。⑧から⑩がスーパーコンピュータ開発に係る業務となっております、⑧の公募の実施等が追加されております。⑨から⑩については、前回と同様となっております。こちらについて、前回ありました評価と成果報告会の実施が削除されております。

これらを踏まえて、4ページの一番下の部分に、ロ)のICT基盤技術に係る本業務の内容について説明させていただきます。7ページ目の④の「評価」が、今回追加されております、中間評価と事後評価がございます。委員会の実施をお願いすることとなっております。中間評価については、28年度（来年度）に3年目となる1課題が対象となっております。事後評価については、27年度に終了する2課題が対象となっております。民間事業者には会議を主催していただき、委員の委嘱、謝金、旅費については文科省で手続を行う予定となっております。

続きまして、9ページの⑤「成果報告会の開催」について、28年度に終了する2課題が対象となります。民間事業者において主催していただくことを考えておりまして、開催要領について提案をしていただこうと考えております。

続きまして、11ページのハ) のスパコン開発の関係になります。①の公募の実施が追加となっております、民間事業者については公募要領等の公表をお願いしようと思っております。②の進捗管理以降については、前回と同様の内容となっております。

最後ですけれども、実施要項の28ページを御覧ください。

26年度までは3分野による委託事業でございました。注釈にもございますが、26年度までは、情報分野に加え、ライフサイエンス分野、ナノテクノロジー・材料分野を含むとなっております、経費の数字はこれらが含まれた状態で記載されております。

以上をもちまして、私からの説明を終わらせていただきます。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項(案)について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○石田専門委員 今一番最後に御説明いただいた別添1ですけれども、24、25、26と27が違うよというのは分かるのですが、27年度はPD・POが0になっていますね。一番下のところに、「PD・POの経費は平成26年度まで人件費に計上している」と書いてあって、では、27年度はどこというのがないと、これは全くPD・POの設置がロジのかなりの要を占めているわけですから、どこに入っているのかというのを明らかにしていただかないと。あるいは、27年度のPD・POだけ何とか抜き出して同じPD・POのところに入れていくか。何らかPD・POの設置に係る経費はどれだけだったのかというのを明らかにしていただかないとちょっと難しいかなと思いましたので、そこはちょっと御工夫いただきたいと思います。

○多田参事官補佐 PD・POの人件費の部分ですけれども、27年度については謝金で支払いを行っております。ですので、そこが分かるように記載をさせていただきたいと思います。

○古笛主査 87万ですか。

○多田参事官補佐 はい。

○古笛主査 ほかにございますか。

○石田専門委員 それはどこかで書いていただけるということでいいですか。それは新しく参入される方が新規でPD・POとか、あるいは今動いているPD・POに幾らぐらい謝金を払ったのかというのは分かったほうがいいと思うので、全部この謝金なのか、一部なのか。PD・POがここに入っていますというのを注記事項の下のところに入れていただければと思います。

○多田参事官補佐 注記事項のところを追記させていただきたいと思います。

○稲生副主査 私から1点だけ確認ですけれども、29ページの5番の「課題管理の状況」で、新規の課題数が、平成27年度が0件になっているのですけれども、注記のところでは、予定で変動する可能性があるかとあるのですが、予定でも、新規課題なしで走るということでもよろしいのでしょうか。全て継続案件で27年度は走っておられるという理解でよろしいのでしょうか。

例えば平成26年度ですと、情報分が10件あるものですから、例えば平成27年度も予定で

は、例えば5件か10件か分かりませんが、こういうのが本来入っているのかなと思って見ていたのですけれども、確認だけです。

○多田参事官補佐 27年度にスタートしている課題が0ということで、27年度からスタートしている案件がない状態です。

○稲生副主査 こういう年もあるのですね。毎年スタートしていくものが。

○多田参事官補佐 事業規模が小さいです。

○古笛主査 これはこれということなのですか。

○多田参事官補佐 はい。

○稲生副主査 ちなみに、28年度に2件あるのかな。終わるということは、例えば28年度は何件か立ち上がってくるという可能性が出てくるわけですね。

○多田参事官補佐 そうです。

○稲生副主査 分かりました。

つまり、何が言いたいかというと、事業者が応募するときに、いろいろ積算をして、新規だったらどれだけのお金がかかるかとか、いろいろ考えながら多分彼らのはじいてくると思うのです。ですから、そこら辺でこぼこが何か分かる方法がもしあればという感じもするのですけれどもね。何か工夫の余地があれば。

○多田参事官補佐 28年度から新規で立ち上がるのは、スーパーコンピュータで4件ございます。

○稲生副主査 それはどこを見れば分かるのですか。

○多田参事官補佐 30ページの(参考)の表がございまして、こちらの下のところに「新規採択課題」がございまして、「委託契約」のところに(×4件)とございます。こちらが新規課題となります。

○稲生副主査 承知しました。

説明会の場でも、27年度はたまたま新規は0だけれども、28年度はこれぐらい出るということをぜひ強調していただいて、積算しやすいように、御紹介、御説明いただければと思います。よろしくお祈いします。

○古笛主査 よろしいでしょうか。

今の意見の点はごしんしゃくいただいて、それでは、本実施要項(案)の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 先ほどの別添1の追記状況について、後ほど御確認をお願いできればと思います。

○古笛主査 今後は、実施要項(案)の内容について何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせをし、適宜、意見交換をさせていただきたいと思います。

本実施要項(案)については、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項(案)の取扱いや監理委員会へ

の報告資料の作成については、私に御一任いただきたいと思いますが、委員の先生方よろしいでしょうか。

(各委員了承)

○古笛主査 では、本日はどうもありがとうございました。

(文部科学省②退室・文部科学省③入室)

○古笛主査 引き続き、「研究開発推進事業等の実施に係る調査分析業務（科学技術イノベーション創出基盤に関する課題の調査分析業務）の実施要項（案）について審議を行います。

最初に、実施要項（案）について、文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課人材政策推進室唐沢室長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○唐沢室長 ただいま御紹介にあずかりました文部科学省の唐沢と申します。本日はよろしくをお願いいたします。

当方の科学技術イノベーション創出基盤に関する課題の調査分析業務について、お手元の資料に、昨年度との比較ができるような形で黄色のマーカールをしているものと、あと、それを取った、2種類の資料を用意しておりますけれども、本日は、昨年度との比較がわかりますように、黄色のマーカールをしている資料を使いまして御説明申し上げたいと思います。

業務の前提となる事業の概要について御説明申し上げます。資料は通しでない番号もありますが、通し番号で162ページ、カラーの資料でございますが、「対象事業の概要」をご覧ください。この業務は、科学技術イノベーションの創出に向けた事業に係る業務でございます。この資料の中段にございますように、「政策課題」として、成長の原動力となるイノベーションの創出に向けた取組として、大きく4つの事業でこの業務は構成されております。

「政策課題」の右側にございますように、「科学技術活動の基盤強化」で、イノベーションの創出に向けては人材養成が肝であるということで、資料の左上に若手研究者や女性研究者の活躍支援など、科学技術関係人材の養成に係る事業が1つございます。また、人的資源と併せて物的あるいは基盤設備等に関するものとして、左下にございますけれども、科学技術共通基盤強化促進事業で、複数の領域に横断的に用いられる科学技術の研究開発、さらには、共通基盤的な施設等に用いられる有効利用、活用等を促進したものに係る事業がございます。そうした基盤整備をもとにしまして、その右側斜め上にございますが、「社会システム改革と研究開発の一体的推進」で、地域や利用者のニーズを踏まえた研究開発の推進等に係る社会システムの改革を目指すといった取組、また、右下にございますように、産学連携を通じて、基礎研究から実用化までを見据えた拠点形成等を目指すといったシステム改革、システム構築に係る取組を通じて、最終的には科学技術イノベーションの創出を目指していくという、この4つの事業で構成されているものでございます。

4つの事業で構成されていますが、事業の仕組みといたしましては、この各事業のもとに、例えば「科学技術関係人材の養成事業」であれば、赤字で「科学技術人材育成のコンソーシアムの構築」とか、「ダイバシティー研究環境実現イニシアティブ」といったものがありますけれども、各事業の中には幾つかのプログラムが用意されておりまして、その各プログラムごとに文部科学省が公募によってそのプログラムの推進に資するプロジェクトを採択し、その採択された機関に対して補助金等を交付する。そして、公募された事業を実施する団体の事業を管理、審査、評価等をしていくというのが全体の業務構成になります。

具体的なその業務の内容、構成については、次のページになるかと思えます。今申し上げた全体の業務構成ですけれども、この業務のイメージの上段は、文部科学省及び当局の事業担当官等が記載しておりますが、左下に「事業実施者」とございます。これは具体的には、大学や研究機関になってはいますが、先ほど御説明しました各事業のプログラムごとに採択した各プロジェクトを実施する事業実施者が左下の「事業実施者」になります。

今回の調査分析業務は、その右側でございますように、「受託機関」という欄で、PD(プログラムディレクター)、PO(プログラムオフィサー)等の記載がございますけれども、このプログラムディレクターやプログラムオフィサー等を配置して、ここに小さい文字で幾つか書いてありますけれども、この事業実施者を選定する審査や評価等を行うという業務でございます。

以上が、簡単にこの業務の全体像でございます。

この資料の1枚目にお戻りください。

今回のお示ししております実施要項(案)については、今年の7月の閣議決定に基づく基本方針による意見公募の手続については、先月中旬から今月初旬にかけてパブリックコメントを実施いたしました。特段の御意見はありませんでした。また、昨年度も民間競争入札実施要項ということで、本監理委員会に御審議をいただいたところがございますけれども、昨年度との主な変更点としては、昨年度は、契約期間を1年間としておりましたが、今回は複数年、具体的には5年間の契約としているという点が大きな変更点でございます。その5年間とした大きな背景としては、昨年度1年間ということで実施をしたわけですけれども、入札の説明会には複数の業者が来ました。ただ、結果的に、応札したのは1者という状況でございました。

我々としまして、民間競争入札ということで、できる限り新規事業者の参入障壁を下げるということで、説明会には来たけれども、実際には応札をされなかった業者に御意見を伺ったところ、この規模の事業等をやるのは単年度では非常に厳しいというような御意見、年数についても具体的に聞きましたところ、複数年となりますと、国庫債務負担行為の対象となりますけれども、できれば、3年程度ではなくて、5年程度の期間を与えていただくとうれしいというような声がありました。

また、併せまして、実は、当方のイノベーションの推進に係る取組といたしましては、政府の「科学技術基本計画」といったところをよりどころとして推進しております。昨年度のこの説明会でも御説明申し上げておりますけれども、現在、今年度が科学技術基本計画の第4期の最終年度を迎えるという状況で、昨年度は1年間とさせていただいたところですが、ちょうど今回の来年度からの委託契約期間が第5期の基本計画の5年間のスタート時ということもございます。こうした状況、すなわち、昨年度説明会に来た業者の御意見、さらには、この事業の前提となる基本計画は来年度から5年間であるといったことを踏まえて、今回、複数年、具体的には5年間として、民間業者の創意工夫による当該業務の効率性に配慮した取組に資するものとしてお示ししているところでございます。

なお、国庫債務負担行為については、最終的には国会の議決事項でもございますので、現時点では、まだ要求時点ということで結論は出ておりませんが、仮に、国庫債務負担行為が認められなかった場合には、予算の裏づけがありませんことから、昨年同様に単年度契約とする所存でございます。

それでは、具体的な中身について御説明を申し上げます。

資料の1ページからございますが、通しページで4ページをご覧ください。上段に【注】と書いてあるのが4ページです。上段の黄色でマーカーしている部分が昨年度の変更点ですので、そこを中心に御説明申し上げます。上段の【注】は、「本事業は平成28年度から5年間の契約を予定しているが、予算等の状況により単年度契約に変更することがありうるものとする」という記載は、基本的に、私どもとしては、5年間の契約ということで今考えておりますけれども、国庫債務負担行為に関する審議の結果によっては単年度となりうるということで、関連の注記をさせていただいたところでございます。

4ページの1. はこの事業に関する趣旨、2番は、対象公共事業の詳細な内容で、具体的には5ページ以降に、この対象公共サービスの詳細な内容を記しております。

5ページの中段に「業務内容」とございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、大学等が各プログラムに資するプロジェクトを実施するに当たって、まず審査をすること。そして、その結果を評価するといったこと等がありますが、5ページの下段に「会議等開催支援」というところがハイライトにしておりますけれども、ここは従来審査業務の中で実質上やっていたところでございますけれども、来年度以降は、実質的にやっていることを業務上も明確にすべきだということで明確にしたもので、新たな事業の追加というより、事業内容を明確にしたものでございます。

次のページ以降ですが、7ページには事業推進・管理業務。実際に採択した結果の事業推進について管理をするもの。そして、8ページには情報公開等に関するもの、そして、9ページには額の確定、そして、10ページには今回に関する報告書作成、そして、その他という構成で業務が構成されておりますが、10ページのその他業務で一部マーカーをしているところがございますけれども、「外部機関との連絡調整」も、従来、連絡調整はあったのですけれども、具体的な連絡調整の対象を明確にしたということと、あと、「機関

内での連絡調整」ここも細かい部分ではございますけれども、従来は、運営会議という総称でしておりましたが、今後、中期的に事業を展開するに当たっては、運営会議の開催というよりも、その業務を機関内での連絡調整として広義にとらえたほうがいいのではないかとということで、表現の適正化を図ったものでございます。

なお、10ページの下段に、先ほど申しました、この調査分析対象事業の4つとして、社会システム改革A～Dと記しておりますけれども、実は、事業ごとに終了年度が多少異なりますので、終了年度を明記しております。「社会システム改革と研究開発の一体的推進」については来年度いっぱい、「先端融合領域イノベーション創出拠点形成プログラム」は平成30年度で、契約期間5年間のうちの3年間、11ページになりますが、「科学技術関係人材の養成事業」並びに「科学技術共通基盤強化促進事業」いわゆる人的・物的整備支援については5年間、平成32年度までという状況になっております。

以下、11ページには幾つか修正がございますけれども、これは冒頭申し上げました、昨年度の単年度から複数年度への期間変更に伴う修正等でございます。

なお、12ページに<調査分析の概要>について、ややマーカーしている部分が多いところでございますけれども、調査分析業務はこの業務の全体の根幹でございますので、より具体的に調査分析の仕方やその成果を明記したというものでございます。

また、12～14ページには、具体的な調査分析の視点を記しておりますが、一部マーカーをしている部分は、表現や表記の適正化、具体化、明瞭化等を図ったものでございます。

続きまして、通し番号の14ページをご覧ください。「サービスの質を担保するためのアンケート調査」に係る主体が、14～15ページに記載しております。また、15ページには、調査分析の結果の報告書の作成について記載をしております。報告書のところでマーカーしている部分ですけれども、これまでは単年度のみのものでございましたけれども、今後、単年度から複数年度化に伴いまして、より長期の調査分析を実施することも可能とするために、その報告書の提出時期に関しては、協議の上決定するとしております。ただし、当然のことながら、単年度ごとの調査分析の結果も重要となっておりますので、その点については、各年度の調査概要を年度末報告書に記載するという一方で、各年度ごとの取組もフォローしつつ、必要に応じて中期的な状況もフォローするというような形で、報告書の作成時期を明記したところでございます。

16～17ページについては、一部記載を修正していますが、ここは業務の表記の適正化あるいは事業担当課の変更等に伴う記載の修正でございます。

18ページの中段に「実施期間に関する事項」は、当該業務の実施期間は平成28年から5年間ということで、現時点では平成33年3月31日までとしております。

また、18ページの下段にあります「入札参加資格に関する事項」については、詳しい説明は省略させていただきますが、当局の「委託業務実施事務要領」の改正がなされたことに伴う、併せての改正になります。

19ページは「入札に参加する者の募集に関する事項」ですが、このスケジュールは、ち

ようど1年たったということで、年度を1年更新しているという形でございます。

20ページは、「落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の限定に関する事項」でございますが、これについては、特段、昨年度と変更しているところはありません。

なお、22ページで「落札者の決定」という事項がございます。ここで一部ハイライトをしておりますが、ここは先ほどちょっと申しましたが、一部当局の「委託業務事務処理要領」の改正に伴って修正した部分がございます。

23ページは、入札に当たって、従来の実施状況の情報の開示に関する事項、そして、23ページ中段には、民間事業者が文部科学省に報告すべき事項等を記載しておりますが、ここは単年度から複数年度に変わったことの修正のみでございます。

なお、25ページに一部記載を修正しておりますが、ここは独占禁止法の改正に伴い、併せて記載を修正したものでございます。

27ページの下段に、⑩「契約内容の変更等」で注記を、「なお、予算等の状況により」ということを記載しておりますが、今回、単年度から複数年度に変わったことにより、年度ごとに予算をとる状況が変化しうるということで、関連の記載を追記しているという状況でございます。

28ページには損害賠償に関する記載、また、「対象公共サービスの評価に関する事項」等ですが、評価に関する事項については、従来は単年度でございましたけれども、今回は平成28年度から32年度までの業務ということで、その評価の時期に関しては、最終年度5年度目の6月を予定するというようにしております。

28～29ページは、「その他本業務の実施に際し必要な事項」ですが、特段、修正はしておりません。

なお、30ページ以降には、今御説明申し上げました本文に連動した修正、あるいは時点修正等に関するものでございます。関連の修正部分については、本文と同様に黄色でハイライトをしておりますが、時間の都合上、説明は省略させていただきます。

私からの説明は以上です。よろしく願いいたします。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○石田専門委員 今回5年になって、金額も予算の規模も大きいということで、ぜひ、複数の業者に入っていて、競争性を発揮していただきたいと思うのですが、それに関連して、通し番号の21ページの「評価基準」ですが、新規の参入に入りたいということになると、過去の経験・能力というところの配点が、あるいは、その要求水準がかなりハードルが高いと入って来にくいと思うのですが、3-1-1ですけれども、「業務従事予定者の類似調査業務の経験」で、こちらの業務は、「過去に類似の調査を実施した実績があるか」なのですね。今日、同じ文科省のほかの評価基準を見ると、過去に類似の調査を実施した実績があるか」と問うているところはほかはなくて、ほかは、「業務に関す

る有益な経験またはノウハウを有しているか」とか、あるいは「その全部またはいずれかを有しているか」という、若干ハードルが低くなっているように見えるのですけれども、これだと、過去にやったことがない人は5点丸々もらえないというように、ここはほかのと言ったらあれですけれども、前3件と少し文言を整合性といいますか、ちょっとハードルを低めに見えるようにしていただけたらありがたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○唐沢室長 御指摘はもっともかと思しますので、他の事例等も見た上で、表現の修正等について検討させていただきたいと思えます。

○古笛主査 お願いします。

ほかはございませんか。

入札説明会には何者ぐらいいらっしゃったのでしょうか。

○唐沢室長 昨年度は3者来ていただきました。

○稲生副主査 21ページの「評価基準」ですけれども、1-2の「調査方法の妥当性、独走性」の1-2-2「分析手法に事業成果を高めるための工夫があるか」とあるのですが、この事業は、この調査分析業務のことなのか、あるいは調査対象になるのでしょうか。研究がうまく進むように、いろいろな基盤に関する調査をするのですけれども、そちらのことを指しているのか、これはどちらでしょうか。

○高橋係長 こちらの事業ですが、もともとこの事業が4つの事業の実施を通じて課題の調査分析を行うということですので、ここの部分に関しても、調査分析のほうだと御理解いただければと思えます。

○稲生副主査 調査分析のこと。

○唐沢室長 つまり、個別のものというより、これは全体の調査分析業務の分析の手法について工夫がなされているかということでございます。

○稲生副主査 つまり、分析手法に工夫があるのかということと、その結果、成果が出る。何か2つのことに工夫があるかと、ちょっとわかりにくいところがあって、書きぶりではないと思うのですけれども、もうちょっと明確になるように直したほうがいいかなと思うのですけれども、御検討いただければという程度の話でございます。

○唐沢室長 御指摘を踏まえて、文言の修正等について検討させていただきます。

○石田専門委員 同じ、今の「評価基準」ですけれども、先ほど私が申し上げたのは、3-1-1だったのですけれども、2-1-1も書きぶりが同じなのですね。過去にやっているかという。それはほかの前3件を見ると、ほかも「全部またはいずれか」とか、「ノウハウを持っているか」とかと、もしも参入が来るのであれば、過去にやっていたというのだと、ちょっとつかないかなと思うので、そこら辺もほかと比べて、むしろ、ハードルを下げていただいて、こんなに金額も大きいですし、年度も長いので、他より参入しやすいように、そろえるだけではなくて、もう少し工夫していただけるとありがたいかなと思えます。

○唐沢室長 御指摘ありがとうございます。

先ほど申しました20ページ以降の「評価基準」に関しては、年度の時点修正がなかった
ので、余り細かく精査しておりませんが、本日いただいた御指摘を踏まえまして、
今回の新規参入の障壁を下げるというような観点から、表現の適正化等を検討させていた
だきます。

○古笛主査 よろしいでしょうか。

ぜひ、複数年度が実施できるようになるといいですね。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 先ほどの評価項目については、原案の確認をお願いしたいと思います。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）については、本日をもって小委員会での審議は
おおむね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の
取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います
が、委員の先生方よろしいでしょうか。

（各委員了承）

○古笛主査 ありがとうございます。

今後は、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、また、先ほどの点
については、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、
よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

（文部科学省③退室・傍聴者退室）